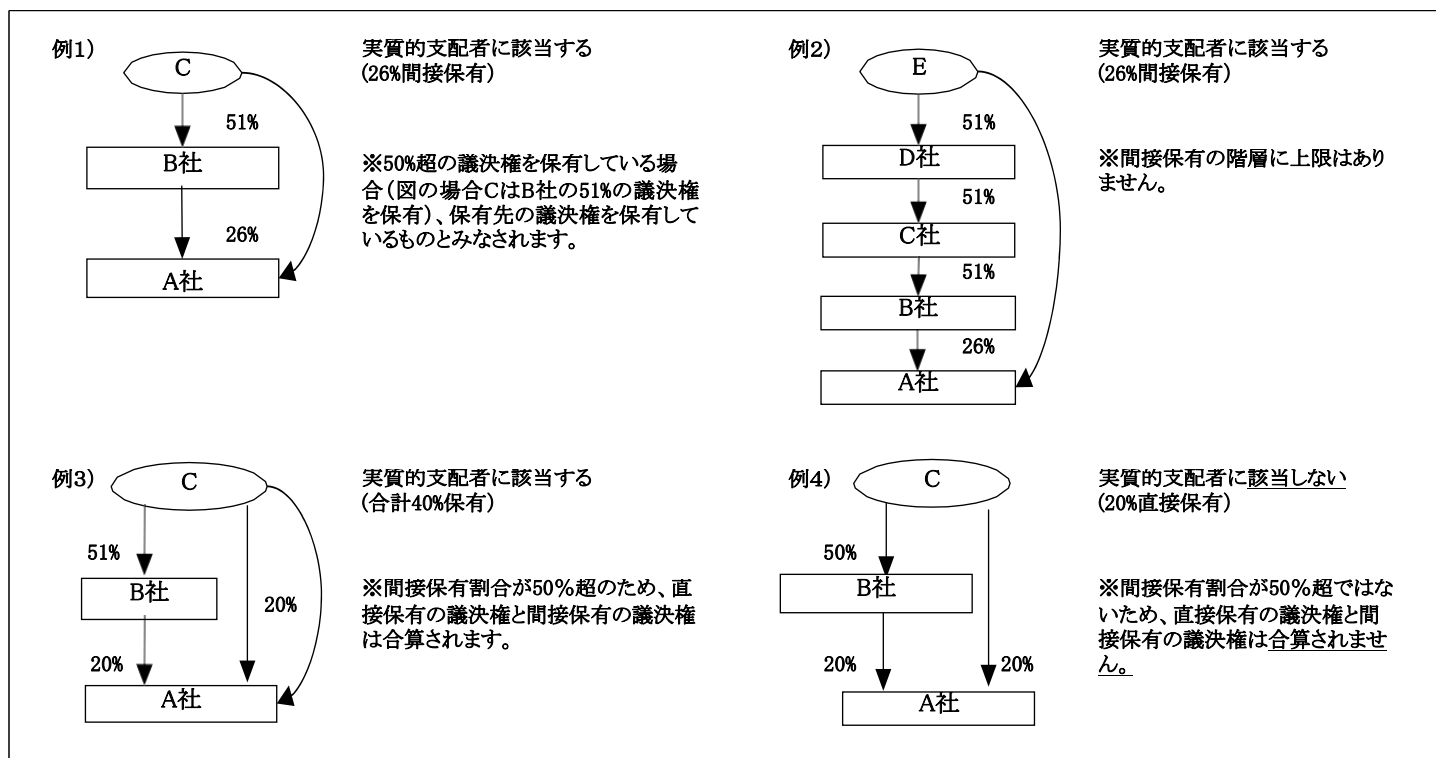


《間接的な議決権保有の具体例》

設立する会社をA社とし、自然人C、Eが実質的支配者に該当するかを検討した例です。



《実質的支配者の該当性確認方法の具体例》

例えば、例1の場合(B社がA社の議決権を25%を超えて保有)

- ① B社が上場会社等又はその子会社か。

上場会社等に該当する場合、B社が実質的支配者。

- ② B社が上場会社等に該当しない場合

CがB社の50%超の議決権を保有するならば、Cが実質的支配者。

(実質的支配意思等がないことが明らかな場合には該当しない。)

- ③ CがB社の50%超の議決権を保有していない場合(例4)

出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有すると認められる自然人がいれば、その者が実質的支配者。

(例えば、支配的影響力を有する大口取引予定者、機関構成員を自社から派遣している上場会社、代表者に支配的影響力を行使できる自然人)

- ④ ③の該当者がいない場合

代表し、その業務を遂行する個人が実質的支配者。

(設立時代表取締役)